14　⑷は、単信方式による通信を行う場合に限る。

15　⑸は、デジタルデータ通信を行う場合に限る。この場合の電波の型式はＤ１Ｄ、Ｄ１Ｂ又はＧ７Ｗとする。ただし、平成32年３月31日まではＦ３Ｅとしても使用することができる。

16　⑹はＩＴＵ－Ｒ勧告Ｍ．2092に掲げるアプリケーション関連メッセージに使用する場合に限る。

17　⑺は、船舶自動識別装置又は簡易型船舶自動識別装置による通信を行う場合は、電波の型式はＦ１Ｄとし、原則として161.975MHz及び162.025MHzの周波数の電波を全海域で使用するものとする。

18　［略］

［削る］

［新設］

15　⑹は、外国の無線局と電気通信業務に関する通信若しくは港務に関する通信を行う場合又は海岸局と通信を行う場合に限る。

［新設］

［新設］

16　［同左］

17　船舶自動識別装置又は簡易型船舶自動識別装置による通信を行う場合は、電波の型式はＦ１Ｄとし、原則として161.975MHz及び162.025MHzの周波数の電波を全海域で使用するものとする。

［ウ　略］

エ　ア、イ及びウ以外のもの

使用電波の型式及び周波数（MHz）		
呼出し、応答及び準備信号の送信その他全ての通信		
Ｆ３Ｅ、Ｆ１Ｅ		
チャンネル幅25kHz	チャンネル幅12.5kHz	チャンネル幅6.25kHz(1)
149.65 (2)	457.525 (5)(6)	457.515625(5)(6)
150.53 (2)	457.5375(6)	457.521875(5)(6)
151.09 (2)	457.55 (6)	457.528125(5)(6)
151.33 (2)	457.5625(6)	457.534375(6)
152.37 (2)	457.575 (6)	457.540625(6)
153.49 (2)	467.525 (6)	457.546875(6)
157.49 (2)	467.5375(6)	457.553125(6)
158.53 (2)	467.55 (6)	457.559375(6)
158.57 (2)	467.5625(6)	457.565625(6)
158.69 (2)	467.575 (6)	457.571875(6)
158.85 (3)		457.578125(6)
158.89 (2)		457.584375(6)
158.93 (2)(4)		467.515625(6)
159.03 (2)(4)		467.521875(6)
159.05 (2)		467.528125(6)
159.07 (2)(4)		467.534375(6)
159.17 (2)		467.540625(6)
161.05 (2)(4)		467.546875(6)

［ウ　同左］

エ　ア、イ及びウ以外のもの

使用電波の型式及び周波数（MHz）		
呼出し、応答及び準備信号の送信その他すべての通信		
Ｆ３Ｅ		
149.65(1)	158.69(1)	457.525(3)(4)
150.53(1)	158.85(2)	457.55 (3)
151.09(1)	158.89(1)	457.575(3)
151.33(1)	158.93(1)(5)	467.525(3)
152.37(1)	159.03(1)(5)	467.55 (3)
153.49(1)	159.05(1)	467.575(3)
157.49(1)	159.07(1)(5)	
158.53(1)	159.17(2)	
158.57(1)	161.05(1)(5)	